

■ 山口市フィルムコミッション委員団体 一覧

(平成 28 年 8 月 25 日現在)

委員団体名
NPO あとう
西京シネクラブ
徳地商工会
西日本旅客鉄道株式会社 山口地域鉄道部
(一財) 山口観光コンベンション協会
山口観光コンベンション協会秋穂支部
山口観光コンベンション協会徳地支部
山口県央商工会
山口市ふるさと創生部
山口商工会議所
山口情報芸術センター[YCAM]
湯田温泉配給協同組合
湯田温泉旅館協同組合
YVEC (Yamaguchi Visual Entertainment Creators)

山口市フィルムコミッション 規約

(名称)

第1条 この会は「山口市フィルムコミッション」(以下、「本会」という。)と称し、英語では「Yamaguchi City Film Commission」と表示する。

(目的)

第2条 本会は、映画、テレビ番組、CM、アニメーション等の撮影に対する協力及び誘致活動を行なうことにより、まちの魅力の向上及び認知度、イメージの向上を図り、併せて、市民の誇りや愛着心の醸成に資することを目的する。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。但し、公序良俗に反するものは除く。

- (1) 映画、テレビ、コマーシャルフィルム等の誘致に関する事
- (2) 映画、テレビ、コマーシャルフィルム等のロケーションの協力に関する事
- (3) その他本会の目的達成のための必要な事項

(事業年度)

第4条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(構成)

第5条 本会の委員は別表1に掲げる団体の代表者又は代表者から推薦のあった者及び有識者等(以下、「委員」という)をもって構成する。なお、委員に異動、退職があった場合は後任者をもって充てる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 役員の内任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する会議の終結の時までとする。なお、再任を妨げない。

(役員職務)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第8条 本会の会議は委員を持って構成する。

2 本会の会議は会長が召集し、その議長となるものとする。

3 本会の会議は第3条の事業を実施するための企画立案並びに事業遂行に係る各種の事項について審議するものとする。

(会長の専決処分)

第9条 会長は、緊急を要し、会議を招集するいとまがないと認めるときは、会議の権限に属する事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため事務局を一般財団法人山口観光コンベンション協会に置く。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、本会設立の日から施行する。

(設立当初の役員任期)

2 この規約に定める設立当初の役員任期は本会設立から平成25年度末日までとする。

附則(一部改正)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年6月2日から施行する。